## 「労働時間適正化キャンペーン」の実施について ~よく働き<br/> ~よく働き<br/> ~よく休む~

府下7労働基準監督署(京都上、京都下、京都南、福知山、舞鶴、丹後及び園部)において実施した平成23年度上半期の監督指導結果によれば、賃金不払残業に係る指導件数は昨年度より減少したものの遡及額については大幅に増加しています。また、過重労働(1ヶ月45時間を超える時間外労働)に係る指導件数は、昨年度と比較して大幅に増加しており、依然として過重労働が発生している状況にあります。

# 平成23年度上半期における京都労働局管内の事業場に対する賃金不払残業の遡及是正額は、

6,378万円(176事業場)

平成22年度における上半期の遡及是正額は3,527万円(113事業場)

過重労働(1ヶ月45時間を超える時間外労働)に係る指導事業場は、 81件(635人)

平成22年度における上半期の指導事業場数は66件(437人)

労働基準法に違反する賃金不払残業や働くことにより労働者が健康を損なうことは、あってはならないものです。

このため、京都労働局(局長 小池國光)では、長時間労働の抑制と賃金不払残業の解消を図るため、本年度も11月に「労働時間適正化キャンペーン」を 実施し、以下の取組を行います。

「労働時間適正化キャンペーン」期間の実施について

長時間労働の抑制と賃金不払残業の解消に向けた周知・広報

長時間労働の抑制と賃金不払残業の解消を重点とする監督指導(個別の臨 検監督)の集中的な実施

新たに開設する「労働基準関係情報メール窓口」で、職場の労働時間に関する情報の受け付け。

1 「労働時間適正化キャンペーン」期間の実施について

### (1)実施期間

平成23年11月1日(火)から同年11月30日(水)までの1か月間

### (2) 主な実施事項

啓発活動の実施

啓発用のリーフレット(別添)を、京都労働局、各労働基準監督署及び関係機関等における掲示並びに事業主等に配布する。

「賃金不払残業解消重点監督」「過重労働による健康障害防止重点監督」の集中的な実施

府下7労働基準監督署において、賃金不払残業、長時間労働等過重労働の発生が疑われる事業場、労働時間の管理に問題が認められると考えられる事業場等に対し、重点的・集中的に監督指導(個別の臨検監督)を実施する。

キャンペーンに合わせて新たに開設する「労働基準関係情報メール窓口」で、 職場の労働時間に関する情報を受け付ける。

URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html</a>

2 平成23年度上半期(平成23年4月~9月)の監督指導結果について 府下7労働基準監督署における賃金不払残業及び過重労働(1ヶ月45時間を 超える時間外労働)に係る監督指導結果は次のとおり。

### (1)賃金不払残業に係る監督指導状況

割増賃金支払(労働基準法第37条)違反が認められ、是正勧告を行った 事業場数は208件であった。

是正勧告を行った企業のうち、遡及して割増賃金を支払った状況は、以下のとおりであった。

| 事業場数            | 176件         |
|-----------------|--------------|
| うち遡及支払額が100万円以上 | 1 2 件        |
| 対象労働者数          | 1,540人       |
| うち遡及支払額が100万円以上 | 296人         |
| 遡及支払総額          | 6 , 3 7 8 万円 |
| うち遡及支払額が100万円以上 | 4 , 7 7 3 万円 |

### (2)過重労働に係る監督指導状況

| 指導事業場数 | 対象労働者数   |  |  |  |
|--------|----------|--|--|--|
| 8 1    | 635(249) |  |  |  |

( )は内数で、1ヶ月概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2ヶ月ないし6ヶ月にわたって1ヶ月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められた人数

(参考)平成22年度(平成22年4月1日~平成23年3月31日)の監督指導結果

割増賃金支払(労働基準法第37条)違反が認められ、是正勧告を行った 事業場数は458件であった。

是正勧告を行った企業のうち、遡及して割増賃金を支払った状況

| 事業場数   | 3 9 5 件   |  |  |  |  |
|--------|-----------|--|--|--|--|
| 対象労働者数 | 3,392人    |  |  |  |  |
| 遡及支払総額 | 1億1,299万円 |  |  |  |  |

### 過重労働に係る監督指導状況

| 指導事業場数 | 対象労働者数     |  |  |  |
|--------|------------|--|--|--|
| 1 3 2  | 1,018(382) |  |  |  |

( )は内数で、1ヶ月概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2ヶ月ないし6ヶ月にわたって1ヶ月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められた人数

### 3 添付資料

- 別添 1 「労働時間適正化キャンペーン」期間に係るリーフレット
- 別添 2 平成 2 3 年度上半期
  - 1 賃金不払残業に関する割増賃金遡及支払状況(全数)
  - 2 過重労働に係る監督指導状況



# よく働きこよく休む。



いい仕事をするには、しっかりと休まないといけません。 いい仕事は、健康なからだから、いい仕事は、適正な労働時間から、 いい仕事は、健全な職場環境から、生まれます。メリハリをつけて、リフレッシュ☆ "労働時間の短縮は、労使のきずなと思いやり"

# 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日四~11月30日日

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html

(\*) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 11月は

# 労働時間適正化キャンペーン

期間です。

# 現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にある ものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態 がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にの ぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労 働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な 労働は疲労の蓄積をも たらす最も重要な要因 です。

時間外・休日労働が月 45時間を超えて長くな るほど、業務と脳・心 臓疾患の発症との関連 性が強まります。

労働基準法に違反す る、賃金不払残業は、 あってはならないもの です。

# 問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処 が必要です。\*1

### 過重労働による健康障害を防止するために

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、基準\*3に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は 月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇休日労働についても削減に努めましょう。

### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を 実施しましょう。



### 賃金不払残業を解消するために \*4

- ◇ 企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備 しましょう。
- ※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)
- ※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)
- ※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準 | (平成10年労働省告示第154号)
- ※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)

### 賃金不払残業に関する割増賃金遡及支払状況(全数)

【平成23年4月から平成23年9月までの間に遡及支払された状況】

| 業種                 | <b>声光</b> | 対象労働者数 | 遡及払額      |  |  |
|--------------------|-----------|--------|-----------|--|--|
| 未性                 | 事業場数      | (人)    | (万円)      |  |  |
| 工業的業種              |           |        |           |  |  |
| √製造業               | 6 6       | 5 1 8  | 1,788.1   |  |  |
| ·鉱業                | (4)       | (56)   | (1,230)   |  |  |
| ·建設業               |           |        |           |  |  |
| ·運輸交通業             |           |        |           |  |  |
| │                  |           |        |           |  |  |
| 非工業的業種             |           |        |           |  |  |
| 「·農林業              |           |        |           |  |  |
| ·畜産·水産業            |           |        |           |  |  |
| ・商業                |           |        |           |  |  |
| ·金融·広告業<br>·映画·演劇業 | 110       | 1,022  | 4,590.2   |  |  |
| 一·映画·演劇業<br>  ·通信業 | (8)       | (240)  | (3,543.7) |  |  |
| ·教育·研究業            | (0)       | (240)  | (3,343.7) |  |  |
| ·保健衛生業             |           |        |           |  |  |
| ·接客娯楽業             |           |        |           |  |  |
| ・清掃・と畜業            |           |        |           |  |  |
| ·官公署               |           |        |           |  |  |
| ・その他の事業            |           |        |           |  |  |
| A +1               | 176       | 1,540  | 6,378.3   |  |  |
| 合 計                | (12)      | (296)  | (4,773.7) |  |  |

注) ( )は内数で、100万円以上の事案

### 過重労働による健康障害防止のための指導状況

【平成23年4月~平成23年9月】

| 業種   |   |   |          |   |   | 指導事業場数 | 対象労働者数(人) |   |     |   |
|------|---|---|----------|---|---|--------|-----------|---|-----|---|
| 製    |   | ĭ | ≛        |   | 業 | 34     | 389       | ( | 150 | ) |
| 鉱    |   |   |          |   | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 建    |   | Ē | 殳        |   | 業 | 3      | 23        | ( | 12  | ) |
| 運    | 輸 | 3 | Σ        | 通 | 業 | 12     | 66        | ( | 26  | ) |
| 貨    | 物 | 耳 | X        | 扱 | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 農    |   | 木 | <b>*</b> |   | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 畜    | 産 | • | 水        | 産 | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 商    |   |   |          |   | 業 | 20     | 93        | ( | 37  | ) |
| 金    | 融 | • | 広        | 告 | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 映    | 画 | • | 演        | 劇 | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 通    |   | ſ | Ē        |   | 業 |        |           | ( |     | ) |
| 教    | 育 | • | 研        | 究 | 業 | 1      | 12        | ( | 4   | ) |
| 保    | 健 | 徫 | ij       | 生 | 業 | 4      | 24        | ( | 1   | ) |
| 接    | 客 | 女 | <u></u>  | 楽 | 業 | 4      | 7         | ( | 4   | ) |
| 清    | 掃 | • | ٢        | 畜 | 業 | 1      | 3         | ( |     | ) |
| 官 公署 |   |   |          | 署 |   |        | (         |   | )   |   |
| そ    | の | 他 | の        | 事 | 業 | 2      | 18        | ( | 15  | ) |
| 合    |   |   |          |   | 計 | 81     | 635       | ( | 249 | ) |

### 注) 1. 1か月45時間を超える時間外労働が認められた事業場

( )は内数で、1か月概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2か月ないし6か月にわたって1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働が認められた人数